

平 3 1 健康増進第 1 2 6 0 号  
令和 2 年(2020 年)1 月 2 0 日

関係団体の長 様

山口県健康増進課長



山口県たばこ対策事業に係る説明会の開催について

本県のたばこ対策の推進につきましては、平素から格別の御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 3 0 年 7 月の健康増進法の改正により、受動喫煙防止対策が強化され、令和 2 年 4 月 1 日の全面施行されることに伴い、多くの施設は原則屋内禁煙となります。すでに、学校・病院・児童福祉施設・行政機関等の第一種施設は、令和元年 7 月 1 日から原則敷地内禁煙の取組が始まっています。

このたび、それ以外の事業所や飲食店等の第二種施設を対象に、健康増進法の改正内容(受動喫煙防止対策)に関する説明会を下記のとおり開催することとしました。

つきましては、御多用の折、誠に恐縮ではございますが、御出席をいただきますようお願い申し上げます。

併せて、貴団体所属会員等に対して、御案内いただきますようお願い申し上げます。

なお、会場準備の都合上、出席される場合は、別紙出席申込書を提出してください。

記

1 開催日時・場所

日 時	場 所
令和 2 年 2 月 1 9 日 (水) 14:00~15:30	山口県産業技術センター 多目的ホール (宇部市あすとぴあ 4 丁目 1-1)
2 月 2 0 日 (木) 14:00~15:30	萩市総合福祉センター 多目的ホール (萩市大字江向 510)
2 月 2 5 日 (火) 14:00~15:30	山口県健康づくりセンター 第 1 研修室 (山口市吉敷下東 3 丁目 1-1)
2 月 2 6 日 (水) 10:00~11:30 " 14:00~15:30	山口県健康づくりセンター 第 1 研修室 (山口市吉敷下東 3 丁目 1-1)
2 月 2 8 日 (金) 14:00~15:30	ホテルサンルート徳山 別館 コットンローズ (周南市築港町 8-33)

2 内容

- (1) 改正健康増進法の内容について
- (2) 山口県たばこ対策ガイドライン(第 3 次)について

健康増進課健康づくり班  
担当：本 田  
TEL：083-933-2950  
FAX：083-933-2969

【別紙】

《申込提出先》

山口県健康増進課 健康づくり班 本田あて  
(FAX : 083-933-2969)

## 山口県たばこ対策事業に係る説明会 出席申込書

所属名 : \_\_\_\_\_

連絡先 (住所) : \_\_\_\_\_

(電話) : \_\_\_\_\_

担当者 : \_\_\_\_\_

※出席される日時の氏名欄に出席者名をご記入ください。

日 時	会 場	氏 名	申込締切日
2月19日(水) 14:00~15:30	山口県産業技術センター (宇部市あすとぴあ4丁目1-1)		2月17日 (月)
2月20日(木) 14:00~15:30	萩市総合福祉センター (萩市大字江向510)		2月17日 (月)
2月25日(火) 14:00~15:30	山口県健康づくりセンター (山口市吉敷下東3丁目1-1)		2月21日 (金)
2月26日(水) 10:00~11:30	山口県健康づくりセンター (山口市吉敷下東3丁目1-1)		2月21日 (金)
2月26日(水) 14:00~15:30	山口県健康づくりセンター (山口市吉敷下東3丁目1-1)		2月21日 (金)
2月28日(金) 14:00~15:30	ホテルサンルート徳山 (周南市築港町8-33)		2月21日 (金)